

甲賀広域行政組合規則第4号

甲賀広域行政組合火災予防規則の一部を改正する規則

甲賀広域行政組合火災予防規則（平成19年甲賀広域行政組合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物等）

第21条の2 条例第47条の2第1項の規定による公表の対象となる防火対象物は、法第4条第1項の規定による立入検査において、次項に規定する消防用設備等が、政令で定める技術上の基準に違反して設置されていないと認められた政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物とする。

2 条例第47条の2第1項に規定する消防用設備等は、政令第11条、第12条又は第21条に定める技術上の基準に従って設置すべき屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備とする。

（公表の手続）

第21条の3 条例第47条の2第1項の規定による公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、甲賀広域行政組合のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1項に定める防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に定める消防用設備等に係る違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。